

こ成基第 22 号
令和 5 年 5 月 2 日

都道府県
各指定都市 保育所・認定こども園主管部（局）長 殿
中核市

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長

「保育所における感染症対策ガイドライン」の一部改訂について

「保育所における感染症対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）について、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」上の位置づけが本年 5 月 8 日から 5 類感染症に見直されることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」を設定するなど、別添のとおり同日付で改訂しますので、通知します。

貴職におかれては、本件の内容について御了知いただくとともに、同日以降、改訂後ガイドラインが貴管内の保育所や認定こども園をはじめとする多様な保育の現場において広く活用されるよう、管内市区町村、保育関係者等への周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添えます。

【こども家庭庁 HP「保育所における感染症対策ガイドライン（2023(令和 5)年 5 月一部改訂）」参照】

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>